

八尾市水道局告示第37号

高安受水場他脱炭素化事業について、公募型プロポーザルにより事業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和6年5月27日

八尾市水道事業管理者 赤鹿 義訓

記

1 公募型プロポーザルに付すべき事項

- (1) 件名 高安受水場他脱炭素化事業（以下「本事業」という。）
- (2) 業務内容 仕様書のとおり
- (3) 事業期間 企画提案書による

2 公募型プロポーザルに参加する者に必要な資格

本事業に関するプロポーザルへの参加を希望する者（以下「参加申込事業者」という。）については、参加申込書等の提出日現在において以下の要件を満たすものとし、参加申込事業者が協定締結までの間に参加資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

- (1) 八尾市水道局契約規程（昭和47年水道局管理規程第3号）第2条の入札参加資格を備えていること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）の適用申請をしていない者。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請をしていない者。
- (4) 八尾市入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置、八尾市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等排除措置及び本件業務に関連する法令に基づく営業停止処分を受けていないこと。
- (5) 八尾市暴力団排除条例（平成25年八尾市条例第20号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (6) 平成26年度以降に官公庁等において、脱炭素化設備の設置等をしていること。

3 プロポーザル参加申込書

公告の日から参加申込書提出期限までの間に八尾市ホームページにプロポーザル参加申込書等の様式を掲載するので、これをダウンロードして作成すること。

ホームページのURL

<https://www.city.yao.osaka.jp/0000074479.html>

4 プロポーザル参加申込手続

(1) 提出書類

参加申込事業者は、実施要領及び仕様書等の内容を理解した上で、次の書類を提出すること。

(2) 提出書類及び部数

ア プロポーザル参加申込書（様式第1号） 正本1部・副本1部

イ 参加申込事業者の概要が分かる書類（任意様式） 正本1部・副本1部

ウ 消費税及び地方消費税の納税証明書 正本1部・副本1部

エ 本店所在地の市区町村が発行する納税証明書 正本1部・副本1部

オ 脱炭素化設備等の設置及び運営に関する実績報告書
（任意様式） 正本1部・副本1部

(3) 提出方法

持参又は送付（郵送、宅配便等）による。送付による場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によるものとし、提出期間内に到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、参加申込者の自己責任とする。

5 プロポーザル参加申込受付

(1) 受付期間

公告の日の当日から令和6年6月3日までの日（八尾市の休日を定める条例第1条に規定する市の休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。なお、郵送については必着とする。

(2) 受付場所

八尾市光南町一丁目4番30号 八尾市水道局2階 施設整備課

6 プロポーザル参加資格の審査方法

プロポーザル参加資格の審査は、別に定める「八尾市水道局公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会規程（平成25年8月13日水道局管理規程第7号）」により設置する「八尾市水道局公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会（以下「委員会」という。）」が行うものとする。

7 プロポーザル参加資格審査結果

審査した結果は、参加申込事業者に対し「参加資格審査結果通知書（様式第2号）」により通知する。

8 質問・回答

(1) 提出方法

要領や施設平面図等について確認したい内容等がある場合は、「質問書（様式第3号）」により電子メールで質問すること。電話又は口頭による質問は受け付けない。

(2) 問合せ先

電子メールアドレス suidousisetsu@city.yao.osaka.jp

(3) 質疑受付期間

公告の日の当日から同年6月10日午後5時まで

(4) 回答方法

質問に対する回答は、他者からの質問を含めて、すべての参加申込事業者に対し令和6年6月17日に電子メールで回答する。ただし、質問者名は伏せるものとする。

9 参加辞退について

プロポーザル参加申込書の提出後、都合によりプロポーザルへの参加を希望しない場合、または、途中で参加を取り止める等の場合は、速やかにプロポーザル参加辞退届（様式第6号）を提出すること。辞退により参加申込事業者に対する不都合な取扱いはしない。

10 企画提案書の提出

参加申込事業者は、決められた部数の企画提案書を書面で提出するものとし、企画提案は1者につき1案とする。

(1) 企画提案書の作成方法

別紙「高安受水場他脱炭素化事業企画提案書作成要領」を参照

(2) 企画提案書の受付期間

令和6年6月10日から令和6年6月21日午後5時まで（八尾市の休日を定める条例第1条に規定する市の休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。なお、郵送については必着とする。

(3) 受付場所

「5 プロポーザル参加申込受付」(2)に同じ。

(4) 提出方法

ア 持参又は送付（郵送、宅配便等）に限る。送付による場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によるものとし、提出期間内に到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については参加申込事業者の自己責任とする。

イ 指定された様式等により必要部数を提出すること。

ウ 企画提案書の分割提出は認めない。また、企画提案書の不足又は提出期限内に未到達の場合、参加を無効とする。

(5) 提出部数

ア 企画提案届出書（様式第4号） 正本1部・副本5部

イ 企画提案書 正本1部・副本5部

11 プロポーザル審査

(1) 審査方法及び受託候補者の選定

参加申込事業者より提出された企画提案書について、「高安受水場他脱炭素化事業公募型プロポーザル審査評価基準」に基づき、委員会が審査を行い、最高得点を得た参加申込事業者を本事業の受託候補者とする。

なお、参加申込事業者が1者の場合もプロポーザル審査を実施する

(2) 受託候補者の取扱い

採点結果が全体配点の50%未満となった場合には、受託候補者に選定しない。また、受託候補者と契約に至らなかった場合には、得点が次点となる参加申込事業者を受託候補者に繰り上げる。

12 審査結果

(1) 通知方法

企画提案書を提出した全ての参加申込事業者に「プロポーザル選定結果通知書（様式第5号）」にて結果を通知する。

13 提出書類の取扱い

- (1) 提出されたすべての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の差し替え及び追加・削除は認めない。
- (3) 八尾市が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることがある。

14 情報公開及び提供

八尾市は、参加申込事業者から提出された企画提案書や審査結果等について、八尾市情報公開条例（平成7年3月20日条例第9号）の規定により請求があった場合には、参加申込事業者を確認の上、第三者に開示するものとする。ただし、参加申込事業者が事業を営むうえで競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報については、非開示とする場合がある。

なお、受託候補者の決定前において、決定に影響がでる恐れがある情報については決定後の開示とする。

15 問合せ先

八尾市光南町一丁目4番30号

八尾市水道局 施設整備課

電話 072-923-6309（直通）

電子メールアドレス suidousisetsu@city.yao.osaka.jp

16 その他留意事項

(1) 言語及び通貨単位

手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用等の経費は、全て参加申込事業者の負担とする。

(3) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

(4) 著作権等の権利

企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。

ただし、受託候補者に選定された者が作成した企画提案書については、八尾市が必要と認める場合には、八尾市は受託候補者にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(5) 疑義等

この要領に定めのない事項又は疑義が生じた場合には、八尾市と参加申込事業者との協議の上、決定するものとする。